

令和3年度 地方分権改革提案 児童扶養手当の受給資格要件の明確化



ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！
みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林



令和3年7月12日 大阪府 富田林市



大阪府

制度の概要

制度の目的

この制度は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。(児童扶養手当法第1条)

児童扶養手当制度の支給要件

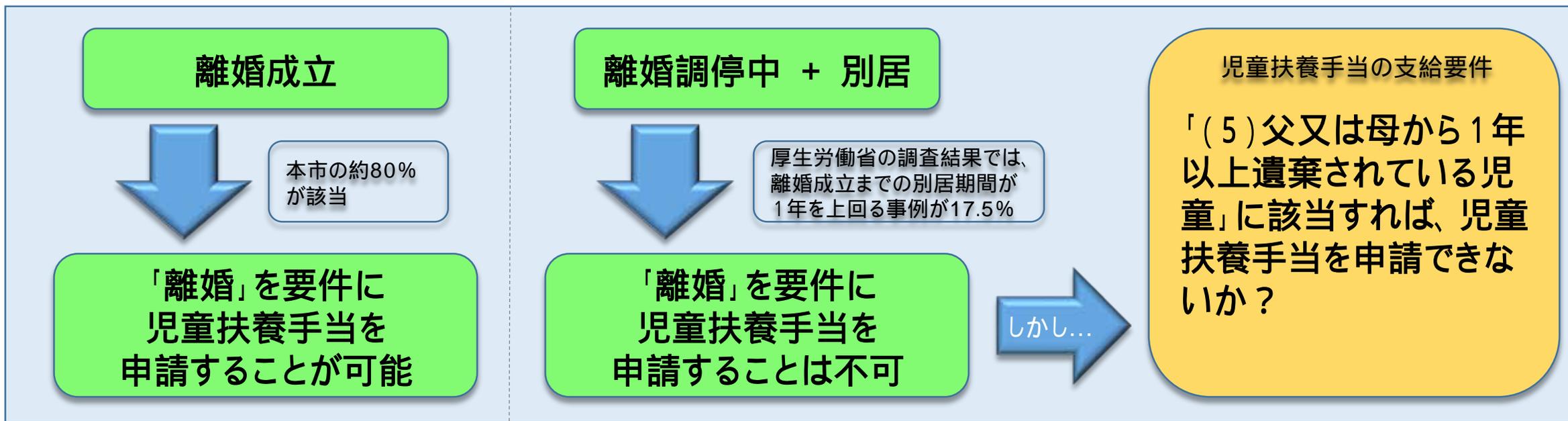
児童扶養手当法第4条の規定に則り、支給要件に該当する児童かを適正に審査し、ひとり親家庭の安定した生活を支援するため、児童扶養手当を支給している。

児童扶養手当の支給対象児童

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令で定める重度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (7) 母が婚姻によらないで出産した児童
- (8) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

制度の現状

- u 現行制度では、「父母が婚姻を解消した児童」(以下「離婚」という。)を監護する場合は、児童扶養手当を受給することができるかとされているが、離婚調停中で既に別居状態にあり実態はひとり親と変わらないような場合でも、児童扶養手当の受給対象者とならない。



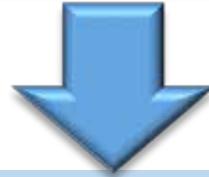
21

根拠法令等

- u 児童扶養手当法第4条
- u 児童扶養手当法施行令第1条の2、第2条
- u 「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭和55年6月20日付厚生省児童家庭局企画課長通知)

具体的事例

「離婚を希望しているものの、配偶者が離婚に応じないため、まずは住民票を異動し、子どもと生活を送っている(別居状態にある)。誰からの援助もないまま1年近く経過し、経済的に苦しい。さらに、コロナ禍で離婚調停の期日が延期されてしまい、いつ離婚が成立するか分からない。児童扶養手当は受給できないか？」



対応状況

個々の状況にあった相談に寄り添い対応しているが、離婚調停中で正式には婚姻が解消していないため「離婚」に該当しないと判断。



相談内容から長期にわたり別居状態とのことから、「遺棄」に該当しないかの検討を試みたものの、現行の「遺棄」の認定基準に係る通知(「児童手当遺棄の認定基準について」)では、離婚調停中の者についての取扱いが明らかにされておらず、認定の判断に苦慮する。



「離婚が成立したらすぐに手続きに来所するよう案内するしか方法がない…。」



「遺棄」の基準にもう少し明確な規定があれば…

制度の課題

U 「遺棄」の認定基準について(昭和55年6月20日児企第25号)

父又は母が児童を遺棄している場合とは、父等が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいう。今回の相談ケースの場合は??

遺棄に該当する判断材料

- n 相談者は離婚の意思を示し、復縁する気持ちはない。また、生活面においても住民票を異動後1年近く経過し、実質ひとり親である期間が長期化している。
- n 配偶者は離婚に応じず、現在離婚調停中である。
- n 配偶者からの金銭的な援助は全くなく、配偶者との面会や連絡等も一切ない。



上記から

相談者は長期にわたり別居状態で実質ひとり親状態とことから、遺棄されたものと判断できるのではないかと。

遺棄として判断に苦慮する点

- n 相談者と子どもが住民票を異動させたため、配偶者の居所は把握している。
- n 今後の調停結果を以て、離婚されると想定するが、現在は配偶者が離婚に応じないことから、配偶者の離婚の意思はないと思われる。
- n 配偶者の酒乱暴力や犯罪行為、サラ金借金等の理由による別居ではない。



上記から

制度上の「遺棄」として児童扶養手当の支給要件に該当するかの判断に迷う。

「遺棄」の認定基準について、軽微な改正をのぞき、基本的な考え方が40年以上見直しされていないことも課題があるのでは。

一方で

提案内容

別居中・離婚前の実質ひとり親家庭について受給資格要件を明確化する

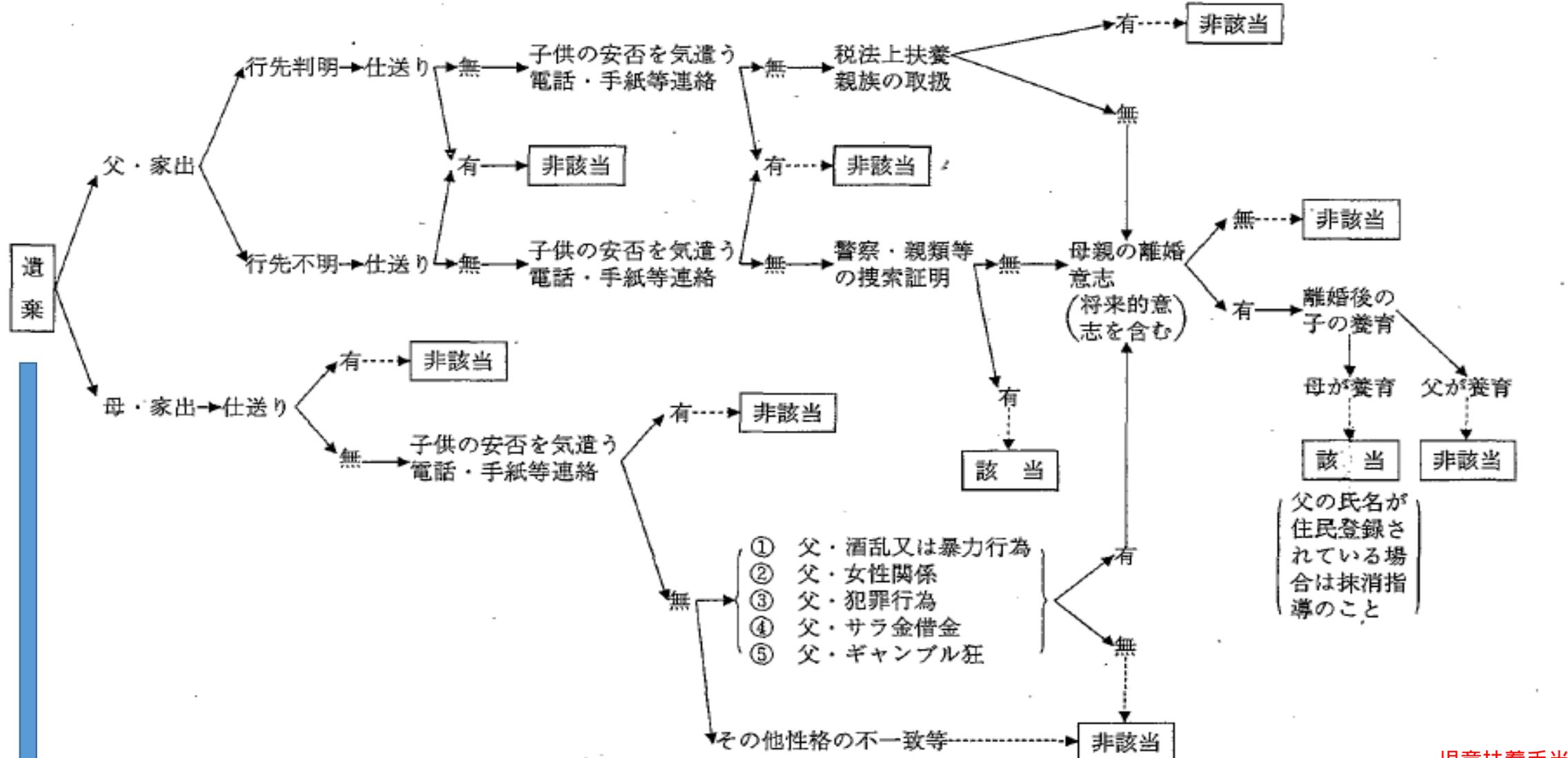
具体的には

離婚を決意したものの配偶者は離婚に応じず離婚調停するが、それも思うように進まず、既に長期にわたり別居状態で、実態はひとり親と変わらない。

このような場合、「父又は母が引き続き一年以上遺棄している児童」に該当し、児童扶養手当の支給対象となることを通知等で明確に示す。

例えば...





配偶者と別居(住民票異動を伴う)をしている

離婚調停等をしていない → 非該当

離婚調停等をしている
児童手当の同居優先手続き
終了から1年以上が経過

仕送りや連絡

無 → 該当

有 → 非該当

児童扶養手当
支給要件(5)

提案の実現による効果

離婚調停中であっても既に別居状態にあり、実態はひとり親と変わらないような場合についても、児童扶養手当の支給対象とすることが可能であると明確にすれば…

児童扶養手当の支給要件を満たすものとして、今後認定しやすくなる。
ひとり親の関連施策である、ひとり親医療やひとり親の就労支援なども利用できるようになる。



法のはざまにある実質ひとり親家庭の不利益が軽減され、
生活の負担軽減にもつながる。

富田林市における効果

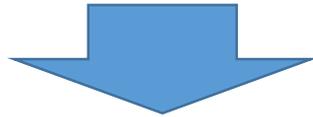
「児童手当制度」では、離婚協議中である父母が別居しているような場合は、児童と同居している方に優先的に手当を支給（同居優先）している。

- ・ 現在、離婚が未成立のため、児童扶養手当を受けていない方は、

令和3年6月現在 11名

- ・ そのうち、児童手当（同居優先）手続き後、1年以上経過している方は、

令和3年6月現在 6名



「離婚調停中であっても既に別居状態にあり、実態はひとり親とかわらない環境が1年以上経過している実質ひとり親世帯について、新たな「遺棄」の要件に該当することで、児童扶養手当の支給対象となる可能性がある方は、

令和3年6月現在 6名

本市で6名の方が、新たに支給対象となることから、全国ベースでは、沢山の実質ひとり親の方が制度上のはさまで、苦しんでおられることが想定され、実質ひとり親の方の支援・経済的自立につながると考えます。

富田林市独自施策(令和3年度)

離婚協議中で配偶者と別居中の方、DV避難中の方で「国の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（ひとり親世帯以外分）」の支給対象とならない実質ひとり親世帯の方に、本市独自の給付金「子育て世帯生活支援緊急特別給付金」を支給します。

以下の支給対象者に、児童1人あたり5万円を支給します！！

- ・申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当しないが、以下のいずれかに該当する方

離婚協議中により配偶者と別居し、かつ、婚姻を解消した際には児童扶養手当の受給資格者となることが想定される児童と同居する父または母（所得要件あり）

申請時点において、配偶者からの暴力を理由に児童とともに避難し、配偶者と生計を別にしていて、仮に婚姻を解消した際は、児童扶養手当の受給資格者となることが想定される児童と同居する父又は母（所得要件あり）

 様々な理由で別居し、なかなか進まない離婚手続きのなかで、必死で仕事をし、子どもを育てている低所得の実質ひとり親世帯の方に、速やかに支援の手を届ける。